

# 大分県私立高校生等奨学給付金のご案内（県外学校）

## 奨学給付金について

大分県では、すべての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活保護世帯又は非課税世帯等の保護者を対象に、私立高校生等奨学給付金を支給しています。（返還不要）

### 1 対象となる世帯

①保護者等（18歳以上の生徒については、生計維持者。以下同じ。）及び②高校生等について以下の要件をすべて満たす世帯に支給します。

#### 【①保護者等の要件】

a 大分県内に住所を有していること。

※保護者等の一方が単身赴任等で県外在住の場合でも、大分県が生活の本拠である場合は支給対象となります。

b （全日制・定時制及び通信制）

保護者等（親権者等）全員の令和7年度の住民税所得割が非課税であること。または生活保護法による生業扶助を受給していること。

（専攻科）

保護者等（親権者等）全員の令和7年度の住民税所得割が非課税、保護者等（親権者等）全員の令和7年度の住民税所得割の合算額が105,500円未満、又は264,500円未満であり扶養する子が3人以上であること。

#### 【②高校生等の要件】

a 下記のいずれかの私立学校に在学しており、就学支援金又は専攻科支援金の対象者であること。

・高等学校（全日制課程・定時制課程・通信制課程）および専攻科課程

・専修学校高等課程

・私立専修学校一般課程または各種学校であって、高校入学資格者を入学資格とする次の施設（理容師養成施設・准看護師養成所・美容師養成施設・調理師養成施設・製菓衛生師養成施設）

### 2 申請について

・申請書は当県ホームページからダウンロードできます。（電話で請求することもできます）

・令和7年12月12日（金）【消印有効】までに、申請書類を大分県に提出してください。

・個人番号を含む申請書類等を郵送される場合は、簡易書留でお願いします。

※提出が必要な書類の詳細については申請書に記載しております。

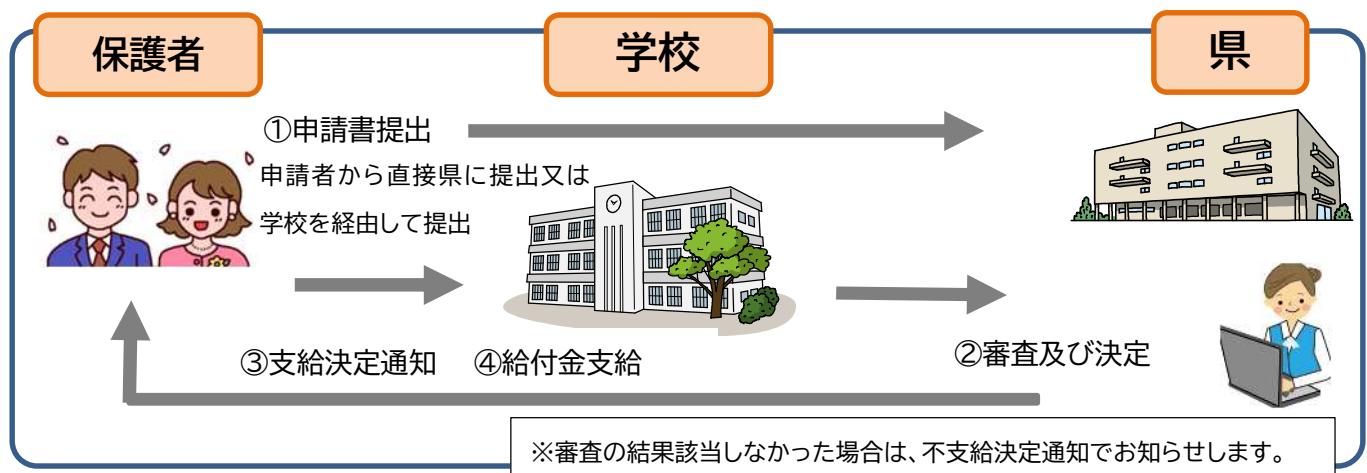
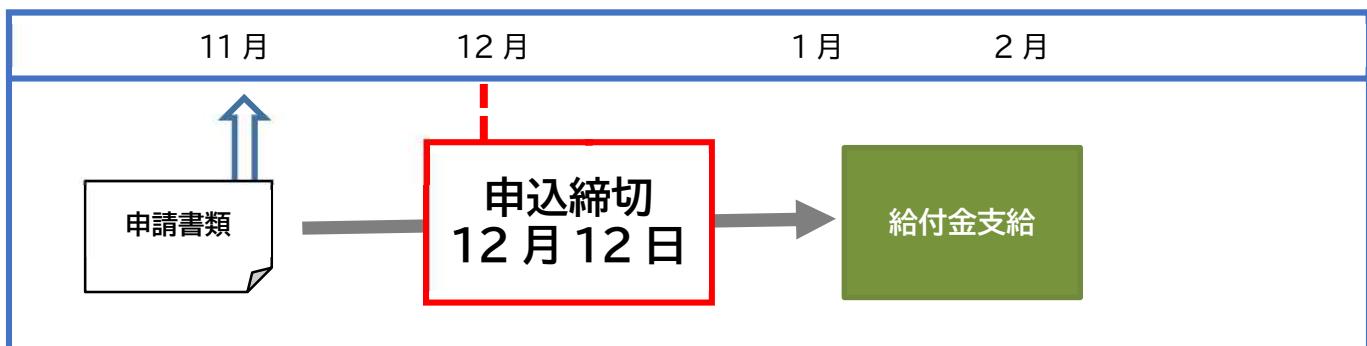
**【重要】**マイナンバーを提出する際に、運転免許証等の顔写真つきのものでマイナンバー提出者全員の本人確認を行います。マイナンバー提出者全員の本人確認書類（写し）を添付してください。（様式1-6）  
※マイナンバー付住民票も、本人確認が必要です。

### 3 奨学給付金の支給額について

奨学給付金は、高校生等の属する世帯の状況に応じて、対象となる高校生等 1 人ごとに金額が異なります。一人当たりの支給年額は下表のとおりです。

区分		支給額(年額)
生活保護世帯	全日制・通信制	52,600円
	専攻科	52,100円
非課税世帯	全日制	152,000円
	通信制・専攻科	52,100円
保護者等全員の住民税所得割の合算額が 105,500円未満	専攻科	10,420円
保護者等全員の住民税所得割の合算額が 264,500円未満で、 扶養する子が3人以上	専攻科	10,420円

### 4 奨学給付金の支給の流れについて



## 5 奨学給付金の受取りについて

奨学給付金は、申請の認定を受けた後、県から直接ご指定の保護者等の口座に振込みます。

振込日については支給決定通知と一緒にお知らせしますので、通知が届くまでお待ちください。

※県に事前にご連絡いただいても、お答えできませんのでご了承ください。

## 6 留意事項

- ・この奨学給付金は、返還の必要がありません。  
ただし、不正に受給した場合には、返還のうえ、刑罰が科されることがあります。
- ・対象高校生等が2人以上いる場合は、それぞれに必要書類を提出してください。
- ・提出の際は、申請書に添付している案内等をよくお読みください。
- ・今回の申請は令和7年度の奨学給付金についてのものです。

## 7 お問い合わせ

大分県学事・私学振興課 TEL：097-506-3086

※申請書類の請求の場合は、「奨学給付金の申請書類の郵送を希望」とお伝えください。